

会第2号

令和2年度における滋賀県議会議員の議員報酬の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

提出者	中 村 才次郎
	奥 村 芳 正
	清 水 鉄 次
	中 沢 啓 子
	節 木 三千代

令和2年度における滋賀県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長および議員の令和2年7月1日から同年9月30日までの間における議員報酬の月額、は、滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）別表1の規定にかかわらず、同表による額から100,000円を減じた額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 平成15年度における滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成15年滋賀県条例第1号）
  - (2) 平成16年度における滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成15年滋賀県条例第82号）
  - (3) 平成17年度における滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成16年滋賀県条例第57号）
  - (4) 平成18年度における滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成17年滋賀県条例第130号）
  - (5) 平成19年度における滋賀県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第80号）
  - (6) 平成20年度から平成22年度までにおける滋賀県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成19年滋賀県条例第75号）